

<相続財産清算人の選任>

1 概要

相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる。）には、家庭裁判所は、申立てにより、相続財産の清算人を選任します。

相続財産清算人は、被相続人（亡くなった人）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることとなります。

なお、特別縁故者（被相続人と特別の縁故のあった者）に対する相続財産分与がなされる場合もあります。

2 申立人（申立てができる人）

利害関係人（被相続人の債権者、特定遺贈を受けた者、特別縁故者など）
検察官

3 申立先

被相続人の最後の住所地の家庭裁判所

（これにより管轄が定まらない場合は、財産の所在地を管轄する家庭裁判所又は東京家庭裁判所）

被相続人の最後の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

（被相続人の最後の住所地）	（申立先）
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

被相続人の最後の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1※2

チェック欄

①	収入印紙・・・800円分	
②	連絡用の郵便切手・・・500円切手× 2枚 350円切手× 1枚 110円切手× 9枚	
③	申立書1通・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※3	
④	遺産目録・・・【申立書】・【記載例】を参照	
⑤	次ページ「相続財産清算人選任の際に必要な添付書類」に該当のもの	

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 申立後に官報公告料、5,075円が必要になります。これについては、申立て後、裁判所の指示があつてから納めてください。また、事案に応じて予納金（70万円から100万円程度）を納めていただく場合があります。

※3 住所欄の電話番号は、昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話の番号でも可）。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）

相続財産清算人選任の際に必要な添付書類

【注意事項】

- 1 戸籍等の謄本は、戸籍等の全部事項証明書という名称で呼ばれる場合があります。
- 2 戸籍等は必ず謄本をお取りください。抄本は不可。
- 3 戸籍謄本（全部事項証明書）は、3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 4 下記に記載されている戸籍等の謄本で、重複（共通）するものはいずれか1通で結構です。
- 5 事案によっては、この他の資料の提出をお願いすることがあります。

- 1 被相続人についての法定相続情報一覧図
(これを提出いただく場合、2ないし8の書面は、原則提出不要です。ただし、被相続人の死亡時の戸籍謄本は、提出が必要です。また、一覧図記載の相続人の範囲に変更がある場合は、変更に応じた戸籍謄本の提出が必要です。)
- 2 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 3 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 4 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 5 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 6 被相続人の兄弟姉妹で死亡している方がいる場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 7 代襲者としてのおいめいで死亡している方がいる場合、そのおい又はめいの

死亡の記載がある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

- 8 被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- 9 相続人が全員相続放棄をしている場合には、受理通知書又は受理証明書の写し
- 10 相続関係図
- 11 相続財産を証する資料（不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類（通帳写し、残高証明書等）等）
- 12 利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料（戸籍謄本（全部事項証明書）、金銭消費貸借契約書写し等）
- 13 法人が申立てをする場合には、その資格証明書